

第 42 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 3 年 2 月 24 日（水）13:00～14:40

場所 オンライン会議による開催

出席者 （１）構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員
(以上、7 名)

(２) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部 部長
徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 田中 幸治 相互接続推進部 部長
重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長
ＫＤＤＩ株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長
渡邊 昭裕 相互接続部 a u 企画調整グループリーダー
遠藤 和哉 相互接続部 ネットワーク企画調整グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
島上 純一 MVNO 委員会 委員長
篠原 伸生 MVNO 委員会 副委員長
佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会 主査
金丸 二郎 MVNO 委員会運営分科会 副主査
荻堂 盛修 FVNO 委員会 委員長
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
小畑 至弘 常任理事
一般社団法人 I P o E 協議会
石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社NTTドコモ 田畑 智也 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、

大内料金サービス課企画官、田中料金サービス課課長補佐、

中島料金サービス課課長補佐

■議事概要

- フレキシブルファイバの取扱いについて
 - ・ 事務局より、資料 42-1 について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証
 - ① 光サービス卸の検証結果について
 - ・ 事務局より、資料 42-2 について説明が行われた後、質疑が行われた。
 - ② モバイル音声卸の代替性検証について
 - ・ 事務局より、資料 42-3 について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ フレキシブルファイバの取扱いについて

【辻座長】 それでは、本日の議題でございますが、議題 1 及び 2 につきまして、事務局から御説明をいただき、それぞれ意見交換を行いたいと思います。

それでは、議事を開始したいと思います。

初めに、議題 1、フレキシブルファイバの取扱いについてであります。本件につきましては、第 38 回会合において、関係事業者よりヒアリングにて御意見を伺ったところです。

本会合では、事務局よりヒアリングの結果等を踏まえた方針の整理に係る資料を御説明いただき、その後、意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より資料42-1に基づき説明)

【辻座長】 どうも詳細にありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がある構成員の方は、チャットないし御発言にてお知らせください。それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 細かい点ですが例えばルーラルエリア等の個別区間については、ある事業者専用になっている可能性があるのですが、通常であれば網改造料として整理するという事で理解しましたが、場合によっては、共用も考えられるということで、共用の場合には、例えば、2社で共用するなら2社で網改造料を按分するのかもしれませんが、例えば、1社で個別区間の設備を使っていた場合に、その後にまた別の会社を使うということになったときはどうするのでしょうか。その場合は、おそらく第2社目というのは、第1社目が設置した設備を使えるため、相当安く利用できるかと思いますが、結果的に、最初の会社と次の会社で大きな料金差が生じることも考えられますが、そういう場合というのは今後ないのかどうか、もしある場合には、その対応についても御回答をお願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、御意見に対して、事務局より御回答をお願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。

まさに、そういった御要望を寄せられているところでございます。例えば、今の卸の提供の場合には、設置する際の費用は、設備を引きたいと要望のあった卸先事業者が全額負担をする形ですが、共用する場合には、そういった費用を誰がどのように負担するのかというのは、まさに問題になるところでございますので、そういう要望を踏まえまして、NTT東西には、接続事業者とも協議しながら、よいものを作っていただければと思っていますところでございます。

【酒井構成員】 よろしく申し上げます。最初から2社で共用と分かっていたらいいのですが、こういうことがあるのかどうか分かりませんが、1社で引いていて、後から別の会社という話になると2段階になるので、更にややこしくなるのかと思った次第です。

【辻座長】 大変もったもな議論だと思います。これは、後から乗る方は前の方と相談とかということで、機械的に、2社が卸で提供を受けていたとしても、そこに共用で2社、3社入ってきたら、それが接続になるという意味でもないのですね。

【田中料金サービス課課長補佐】 まさに作り方の問題かと思しますので、恐らく今までなかったものを作るということで、一定程度、どうやっていくのかという話がありますので、そこはしっかり接続事業者、あるいは、今の御意見等を踏まえて考えていただく必

要があるかと思っております。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、佐藤構成員、コメントをお願いいたします。

【佐藤構成員】 甲南大学、佐藤です。今、酒井先生が言われていたのと同じようなことが幾つかあり得ると思っていたところです。個別に1社で敷いたのが、後で他の会社が使うとか、個別に白地で引いていたのが面的な広がり、フレッツの提供区域が変わったといった場合、どう考えたらよいのか等幾つかケースがあると思うのですが、そういうことを踏まえて、今後事業者間で協議しながらメニューなり、対応策を考えていただければと思います。

全体で言うと、制度的整理が求められているというのが今までの議論だったので、基本的な考え方を17、18ページ、我々の議論を踏まえて整理していただいていると思います。また、特に22ページで考えられているように、ビル屋上とルーラルエリアをきちんと分けるとか、網使用料と網改造料を現実に合わせて使い分けていくとか、基本的にここで示されたことに賛成です。

要望としては、5Gの進展を見据えて、モバイルインフラの整備というのは喫緊の課題だと思っていますので、5月ですか、ある程度まとめたものを示してくださいと示しているので、できるだけ早急に、ここで示されたことが実現できるように、NTT東西において、あるいは、各事業者において議論を進めて対応していただきたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございました。西村構成員から発言のお求めがありますので、それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村でございます。コメントということで発言させていただければと思います。

まず、今回、このようにまとめていただきまして、ありがとうございます。12ページのフレキシブルファイバの法的な位置づけというものが確認され、接続制度に関する諸規定の適用がここでも確認されている点は重要かと思っております。また今後、5G基地局の整備、それからローカル5Gなど、非常に重要な論点とも関わってきております。特に、これまでMNO3社が競争していないエリア、非競争エリアだったところを、共用等を使って引き直すという場合、あるいは、1社だけが占有していたところに、後ほど共用という形で入ってくる場合は、競争エリアに変わってくるかもしれませんので、その点、共用と競争、施設設備の共用と、それから、その先での競争というのも非常に重要な論点にな

ろうかと思っております。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーの皆様方から質問、コメントございましたら、御発言ないしチャットでお願いいたします。それでは、NTT東日本真下様、お願いいたします。

【NTT東日本】 先生方のアドバイスも非常におっしゃるとおりだ思うところもあって聞かせていただいております。協議のところに関して、質問というよりは、補足をさせていただければと思っております。

先ほど田中補佐の話もございましたように、フレキシブルファイバは卸でこれまでもやってまいりましたが、実は共用ということについても、昨年でしたか、4社といろいろお話をさせていただくことがございました。その中で1つだけ、今日の論点に関する先生方のコメントで、まさにそのとおりだと思ったのは、これからフレキシブルファイバを新規に敷設し、それを共用するというのは、各事業者様は全然もめません。5Gになりまして、今までこんなところに引かなくていいというところにもファイバーを引かなければいけないという要望がでできますと、ここのルートを作るために、どこかの会社が設備を作りますけど、ほかにおりませんかというお話をさせていただくと、うちもという形で乗るときは非常にきれいなので、実際に共用の話をしたときも、新規の部分は非常にスムーズに行きました、しかし、既に設備を持っていらっしゃるところを貸してくれとかの話になると、なかなかうまくいきませんでした。結局、各社との間であまり話がまとまらなかったということもございます。そのため、恐らく共用においても、より事業者様のいろいろな計画性とか、こういったことを意識すると、丁寧な協議をしていかなきゃいけないということをお話を伺っていて非常に思いました。

5Gにつきましては、これまでのフレキシブルファイバも屋上ではいろいろ敷設してございますが、これからはルーラルの、おそらく山を切り開いて敷設していくようなことも非常に増えると思います。そういった中で過去にないこと、場合によっては、電気も通っていないところにも、引いていかなければいけない局面でございますので、非常にお金もかかるため共用を行うということもあったと思います。これから協議の中では、丁寧に事業者様とお話をしていこうと思いましたので、コメントさせていただきました。

【辻座長】 真下様、ありがとうございました。確かに、共用の場合は、1社が先にやられた場合に、後から乗られてきた場合に、それぞれ経営のいろいろな戦略の違いもありましようから、交渉がなかなかスムーズにいくとは思えないので、それが実際にあるとい

うことが分かりましたから、今後、そのようなケースも参考にさせていただきたいと思います。

【辻座長】 それでは、関口構成員、コメントをお願いいたします。

【関口構成員】 少し気になったことがあったのでコメントさせていただきます。既設部分はいいのですが、新設の場合に卸で対応したときの技術情報等の取扱いについて、共用するならば各社は共用の条件を開示していただかないといけない可能性が出てくると思います。そのような場合の、卸の情報の取扱いについて、少し守秘協定の除外規定みたいなことをしておかないと、もめる可能性が出てくるような気がしていますので、そこについては、特に問題がなければいいのですが、検討の必要があればよろしくお願ひしたいと思っています。

【辻座長】 これまでのいろいろな事例から、おっしゃるように、情報の提供の義務、開示というのは非常に大事になってきますので、検討の課題になるかと思っています。事務局何か御意見、ございますか。

【田中料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。まさにそれは携帯事業者のほうで、どこを重視されるかというところとも関わってくるかと思っています。あとは、手続的に、あるいは制度的にもどういうものが取れるかというのは、よく我々としてもNTT東西、あるいは、接続事業者とも話していきたいと考えております。ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。そうしたら、フレキシブルファイバにつきましては、接続を基本として、それにプラスアルファの各社ごとの特殊事情で、また交渉していただくという方針で、5月に向けて検討していきたいと思っています。

○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

【辻座長】 それでは、議題2、指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく検証につきまして、議論したいと思います。第37回会合におきまして、事務局より指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく検証について、NTT東日本、西日本には、光サービス卸が検証対象となる旨、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3者には、モバイル音声卸について、それぞれ検証になる旨、通知を行い、卸料金の適切な検証を開始した旨の説明がございました。

本会合では、まず、NTT東日本、西日本の光サービス卸について、検証結果が総務省

に報告されたことを受けて、その概要について事務局より御説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。また、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社のモバイル音声卸につきましては、今般、3社から接続機能の実装の報告があったことから、再度、代替性の検証を実施したということであります。その検証案につきまして、事務局より説明いただき、その後、質疑応答を行います。

それでは、まず、事務局より光サービス卸の検証結果につきまして、御説明をお願いいたします。

（事務局より資料42-2に基づき説明）

【辻座長】 ありがとうございました。それでは、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。今回、このような形で、回答がNTT東西から出たということは非常によかったと思います。

4ページのところに、その他の検証のところで、費用項目というのが、割と詳細に出ておりますけれども、これは卸と小売りの間での交渉ごとにおいては非常に重要で、これはよかったと思います。事情は全然違いますけど、通常の物流のものが動くところでの小売店と卸問屋の間でも、最近ではこういった形でのメニュープライシングみたいな形で交渉するのが通常行われておりますので、それをそのまま、この状況でやれということではなくて、全然状況が違いますから、やれということではないんですけれども、割とそういう状態に近づいていくということで、これは非常に結構なものだと思います。

【辻座長】 NTT東西の方もオブザーバーとして御出席いただいておりますので、必要な場合には、そちらに聞いていただいても結構です。

それでは、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。甲南大学、佐藤です。幾つかあります。

まず、3、4ページですけど、4は細かく分けて、コストの項目を出していただいたので、これはありがたい、評価できると思っております。3ページを見ると、①と②を足した数字が出ていたと思うのですが、①と②を分けた数字を見ておきたいので、これはNTT東西のほうで、提供いただけるとありがたいです。

今の3ページもそうですが、5ページ以降、2017年と2019年を比較しているところいなります。これは例えば5ページで見ると、17年と19年を比べて、12%

だとか6%とかいろいろ数字が出ているのですが、これは後ろのページを見ると、2020年度の接続料相当額があって、数字を自分で計算したのを見ると、相当大きな数字になって、接続のほうの下げ幅が大きくなっているのに対して、卸料金が変わっていないということでリンクが取れていないというところが、疑問です。

同じように、8ページで戸建を見ると、これは2020年までというか、直近のデータまで、ある意味入っているところなんですけど、幾つか気になることがあります。これも数字は言えませんが、NTT東西の数字を比べると、まず、小売料金があまりに異なることが疑問。これは何でこういう違いが出てくるのか、確認したいところです。例えば、競争が厳しい市場状況があると小売料金も下がってくるのか、どういう状況なのか。なぜかという、例えば、接続料金とリンクして小売料金が低いとか高いとかであるとコストで説明できるところですが、接続料の動きなり、乖離幅について、小売料金が接続料金では説明できない状況になっている。

それから、ここでの検証というのは、卸の料金が、例えば接続と対比して、ある種連携しているかどうか。接続料がベンチマークになって、接続というものが機能していれば、卸はそれよりもあまりに高い値段をつけられない、接続が下がれば卸も下がっていくといった関係を見ていると思うのですが。ここで、8ページの数字を見ている限り、そういうように見えないということです。ということは、もしかしたら卸と小売料金、卸と接続のリンクが思ったほどうまくいっておらず、卸料金が高止まりしており、接続が下がっているなら、接続側料引き下げにリンクしている筈なのにそうでないとすれば、この代替性があまりないと言えるかもしれないと考えるところです。

あと、2つ目の要望としては、17年から19年とか20年だけではなくて、長期的トレンドでリンクがとれているかどうか見ることも必要になるので、過去10年分ぐらいの数字を出していただければと思います。幾つかの疑問と、それから、数字の提供に関するお願いになります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。今の御質問は、NTT東西の方から御回答なり、御意見をいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【NTT東日本】 いろいろと御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、1つ目、3ページの①と②の合計の概算額について、今回のその他の検証は、定性的な報告ということでございましたので、概算で出しているところはございますが、①のコストがどの程度か、②のコストを推定ができるところまでを含めて、分計ができるも

のをお出ししたいとは思いますが。

それから、2つ目、2020年がリンクしていないというお話があったと思います。このところは、先ほど資料にもございましたが、接続料を含めて卸料金の値下げを来年度のところで検討しております。今日のところは意思決定というのが上まできっちりとできていることではないので、やるということしか申し上げられませんが、来年度に値下げをしていくということも、想定というか実施する予定ではあります。

3つ目、小売料金については、いろいろな販売戦略上の話がございます。例えば、今、一般の御利用者に対しては、卸のサービスを活用して、契約を伸ばさせていただいているところもございます。そういった意味で、今、小売でどのぐらい売れているかという、正直に申し上げれば、弊社が売っている小売で、一般のお客様に対して売れているかという、そこまでではないということで、小売の料金戦略については、その辺りを含めて今後、考えていきたいと思っています。

それから、4つ目、いわゆる接続料との差分というのは、4ページ目にございましたとおり、今回、コストの話のところに数百円というものがありました。それに加えて、4ページ目にあるような注文受付や料金請求、卸サービスに特化した要素がございます。こういうものによりコストが上がっていく要素というのもあるので、一概に接続料が下がると、それだけを卸料金に反映するということではないということなのですが、その点も含めて、卸料金の値下げの検討をしていきたいと思っています。

あと、10年分の話は、申し訳ございません、卸は2015年からですので、5年分の数字が出せるのかどうかということについては、検討してまいりたいと思います。

【辻座長】 詳しい御回答ありがとうございました。

【佐藤構成員】 説明された部分は、ある程度分かります。接続が下がっているトレンドの中で小売の料金をどうしていくとか、卸をどうしていくかというのは、また、いろいろ考えているところだと思います。ただ、トレンドだけでなく幅、例えば、7ページに示されているものの、卸と例えば接続の差とか縦の差分です。あるいは、小売料金と接続の差分について、この場で議論できるようなものではないので、総務省としても、接続は認可の料金ですし、ここをきちっと下げることで小売料金を下げるとか卸料金が下がっていくということを期待しているところなので、後ほどで結構ですので、数字を含めた、議論ができるような説明をもう少しいただけるとありがたいです。

【辻座長】 ありがとうございました。そのほか御意見がございますでしょうか。

なければ、オブザーバーの方から御質問、コメントがございましたらいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、今回は検証の結果をいただきまして、また議論が前に進んだと思いますので、今後ともデータの提供をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、モバイル音声卸の代替性の検証につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より資料42-3に基づき説明）

【辻座長】 どうもありがとうございました。MNO 3社の代替性の検証の結果と、それを受けて総合評価ということで、代替性があるという評価をいたしました。

先ほど言われましたように、プレフィックス自動機能が実装されましたので、そういう機能をお使いになられます、MVNO側の受け止め方という観点から、MVNO委員会様による本検証案について御意見を伺いたいと思いますので、構成員の皆さん方の意見交換の前であります、MVNO委員会さん、よろしくお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会でございます。

今、御説明をいただいた件でございますが、プレフィックスの自動付与機能に関しましては、以前より議論の俎上には挙がっておりまして、我々としても、今抱えている音声のサービスの課題を解決するものであると、その1つであるという観点で、これが実装されたということに関しては大いに歓迎をしております。実際のところ、それを規定する接続約款が本日からの公開ということで、今、我々もそれを一生懸命読んでいる段階ですので、その費用、あるいは条件等、これから精査していくという段階でございます。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから先ほど説明につきまして、御質問ないしコメントがございます方は、また、同じようにチャット、または発声にてお願いしたいと思います。どなた様でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございますけど、1点だけ付言させていただければと思っております、先ほど、辻座長から代替性ありということでコメントいただいたところですが、現時点で結論を出しているよりも案の段階ということでございます。

ので、そういったところで御検討、御意見をいただければと思いますので、1点付言だけさせていただきます。

【辻座長】 失礼しました。案でありまして、決まっているわけじゃありませんので、修正いたします。

【酒井構成員】 酒井ですが、よろしいでしょうか。

【辻座長】 では、酒井委員、お願いします。

【酒井構成員】 ~~すいません、先に割り込んで。~~これを見ると、今はいろいろ、例えばプレフィックスの自動付与機能があると、別に問題はなくサービスができると。ただし、あまりスマートな形というよりは、IMSから音声交換機のところにつながっている形ですので、必ずしもスマートではないので、もう少しいい方法がないだろうかというところがにじみ出ているような検証結果になっている気もするんです。そうすると、ここに書いてあるように、もし何かいい案が出たら、そこでまた真摯に協議に応じる必要があるのではないかと。そのとおりだと思いますけど、この辺りは今のところ、見込みというのか、もう少し検討していい案にしようというのか、取りあえず、こっちで走ろうというのか、この辺りも含めて、少し議論しようと思えばよろしいんですか。むしろ事務局にお聞きしているんですけど。

【辻座長】 では、事務局お願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。コメントありがとうございます。

こちらにつきましては、先生がおっしゃるとおり、ある程度プレフィックスでもできることはもちろんできるということでございますけれども、完全に設備利用形態として一緒かと言われると、そうではないというところでございますので、その部分に関しましては、決め決めというよりは、そういったことも含めて、いろいろな関係者からの議論もあり得るのかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

【酒井構成員】 どうもありがとうございました。

【辻座長】 それでは、次に佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。甲南大学、佐藤です。

プレフィックスという便利なものが出てきたわけで、どう考えるかということ。代替性があるかどうかと言えば、代替性はあると思いますが、制度的に接続と違うので、そこ

は我々でもう1回、見直しておいたほうがいいと思っています。もともとは、音声卸料金が10年間下がらないで高止まり、ということは下げるインセンティブがないということ。ドコモについては大臣裁定もあって、コストベースでこれから料金設定するようにするという事。

先ほどの固定の話の卸と接続というのは、卸料金に比べて接続料金接続の方が価格は低いし、ビジネスの自由度も高い。そういうものがあるから卸が接続に引きずられて、ある程度、料金を下げる圧力があるのではないかという議論で、接続が卸のベンチマークになりうるということ。モバイルになると、音声卸とプレフィックスが代替的かということの議論だけで、プレフィックスが音声卸より料金がかなり低いけれど、接続とは違うということ。接続であれば自由度も高く価格も低いく、より広い選択として代替的であるので、音声料金は自動的に下がるような位置づけになる。プレフィックスは少し議論が違っていて、料金なり利用形態において、サービスの自由度や低価格により、卸料金を引き下げるようなレベルでの代替性があるのかについては多少疑問がありますので、この点に関して、音声卸の代替的なサービスと本当に言えるかどうか、接続に代わるものとして機能するかどうかに関しては検証する必要があると思います。この点、関係者から少し広く意見を聞くような、そういう確認の場を作っていただければと思います。これは総務省へのお願いになります。

【辻座長】 ありがとうございます。総務省は何かコメントございますでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。コメントありがとうございます。いただきましたコメントに関しまして、事務局としてもそのとおりかと思っております。そういった意味で、いろいろ広く関係者の意見を聞くというのも、ここで決め切るというよりは、そういったところに御意見も承ってからということと理解をしておりますので、そういったところについて、準備を含めてやっていけたらと思っております。ありがとうございます。

【辻座長】 どうもありがとうございます。確かにプレフィックスが入ったから、全てあらゆるものがスムーズに行くというものではないので、様子を眺めてみる必要もあるかと思えます。

それでは、続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 私もそれに関連したことなんですけれども、まずは、主に事務局のほうにということで、2ページ、3ページ、4ページ目の（a）の検証結果の2つ目のポ

ツと3つ目のポツとの関係というんでしょうか、ここのロジックがよく分からないんですけども、左側の（a）を見ると、接続と同じ形態が卸で利用可能かという言い方になっているのに対して、右側のあれは音声卸と同じ形態は何かというのをやって、逆転しているような気がするんです。

それで、本来、MVNOさんが接続で利用するんだったら、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのIMSとMVNOの音声交換機を直接接続することであるのに対して、今回、プレフィックスを入れたとしても、恐らくそれはMVNOさんとは別の中継事業者さんの音声交換機経由で接続することになるんだろうというところが違うということなんじゃないかと思うんですけども、ここら辺のロジックがよく分からない。特に3ポツ目で、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えば、IMS接続が挙げられるって、ここで言っているIMS接続というのは何と何を接続することなのかというのがよく分からないので、そこを教えてくださいというのが事務局のほうへの質問です。

それで、もう一つ、MVNO委員会さんのほうへの御質問といたしましては、1月18日の要望書では、とにかくプレフィックス自動付与機能を早く実現してほしいという言い方でいらっしゃったんですけど、たしかこの研究会の初めの頃には、必ずしもプレフィックス自動付与機能では不十分でもって、何かもう少し別のことをやりたいので、別の接続形態が必要だとおっしゃっていたような気がしたんですけども、それがここで言うIMS接続というものに対応するんだと思ってよろしいんでしょうかというのが、これはMVNO委員会さんのほうへの質問です。

以上2点、お願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。そうしたら、最初の質問は総務省のほうへお願いしたいと思います。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。最初の御質問といたしましては、3ポツ目と2ポツ目のつながりとか設備形態でどうしてこういうことを言っているのが、意味が不明であるという御指摘かと理解したところでございます。a項目といたしましては、まず、モバイル音声卸で用いられる電気通信設備と、今回はプレフィックスでございすけれども、プレフィックスにおいて、モバイル音声卸の設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態、設備利用の条件というもので利用可能かということかと思っておりますので、まさに2ポツのところにつきましては、モバイル音声卸とプレフィッ

クスに関しましては、設備の利用形態という意味では、先ほど先生がおっしゃっていたように、プレフィックスの場合ですと、ドコモさんの例えばIMSと直接、相手方との音声交換機がつながるわけではなくて、例えば、中継事業者さんといった方のプレフィックスを振るための音声交換機と接続するということになりますので、そういった意味では、設備の利用形態は一緒ではないということで、まず、前者として書かせていただいたところでした。

ただ、一方で、設備の利用条件としては、ある程度、同等性が認められるのではないかと、いうところで書かせていただいたのが2ポツでした。3ポツ目といたしましては、ここは、なお書きでございますけれども、まさにモバイル音声卸と同じように設備利用形態として使えるものとして、IMS接続というのが具体的にどのようなものかという御指摘もあったかと思っておりますけれども、例えば、ドコモさんの、いわゆるPGWにおいて接続事業者さんの設備とつながることによって、モバイル音声卸の設備利用形態と同じように、使う設備としては同じような形態ということと考えておったところですので、3ポツ目につきましては、同等というような書き方でさせていただいているところでした。これで答えになってございますでしょうか。

事務局からは以上でございます。

【辻座長】 相田構成員、よろしいでしょうか。

【相田座長代理】 左側の接続と同じ形態になっているのかという言い方と、右側はモバイル音声卸と同じになるのは何かというので、完全に書き方がすれ違っているんじゃないかということあるので、そこら辺は検討いただければと思います。

【辻座長】 分かりました。ありがとうございました。御検討をお願いしたいと思います。それでは、もう一つの、MVNOに対する質問がありましたけど、MVNO委員会の方、何か御回答はございますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会でございます。

1点目の1月に出させていただいた要望書の件ですが、私どもとしましては、エンドユーザー向けの料金がどんどん下がる中で、MVNO向けの料金が下がっていないという中で、既にMNO各社から音声卸料金の見直しやプレフィックス番号の自動付与の開発については既に表明がなされている中、まだ何も動いていないということで、それを早期に実現してほしいという形で御要望上げさせていただいたというのが1月の件でございます。

その前に、これは昨年の1月かと思えますけど、IMS接続に関しての議論というのは、

我々のほうからプレゼンとしてやらせていただいております。それについては、結構いろいろな課題があるというお話をいたしました、そういう中で出てきたのがプレフィックス自動付与で、プレフィックス自動付与に関しましては、我々が抱えている問題の一部を解決して、お客様の利便性向上にも役立つということで、一応歓迎するという事でコメントさせていただいております。

これでお答えになっていますでしょうか。

【相田座長代理】 当初希望されていたものと、プレフィックス自動付与とは、まだ差分があるというお考えでしょうか。それとも、取りあえずプレフィックス自動付与で当面十分というお考えでしょうか。

【テレコムサービス協会】 こちらにつきましては、現時点では、プレフィックス自動付与を優先していただいて結構でございます。それ以外にも、プレフィックス自動付与が今、議論なされているとおり、完全に代替するものかという、そういうわけではありませんので、それに対しては、今後も議論が必要ではないかという報告書（案）に関しましては、現時点では妥当かと捉えております。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

【相田座長代理】 ありがとうございました。

【辻座長】 参考にさせていただきます。

それでは、関口構成員からチャットで入っておりますので、関口構成員、発言をお願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。プレフィックス自動付与については、MNO各社さんとも早急に対応をいただいてよかったと思っていますし、只今、島上様のほうからも当面これで使えそうだという声をいただきました。この点では大変結構だと思うんですが、中継事業者を相変わらず介さないといけないということから、中継事業者に対する支払いというのがブラックボックスになりかねないのではないかという懸念があります。少なくとも、MNOさんにとって、アンコントロールなコストになりかねないということを考えると、果たしてこれが全体として水準の妥当性を検証する上で障害にならないかどうか、もう少し検討していただければ幸いです。これで1点です。

それから、もう1点なんですが、2ページ以降、3社の料金水準について、構成員限り情報で御提示いただきましたので、額は言えないんですが、基本料について、最大、最低

で1.5倍ぐらいの開きが生じてしまっています。ここについては、構成員限り情報で構いませんので、総務省に分析をお願いして、次回にでも、なぜ基本料がこれだけの差が出るのかについては、説明を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、今2点、総務省に要望が出ましたけれども、事務局はいかがでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

1点目につきましては、まさに中継事業者の存在が、今回の代替性検証全体の中の妥当性の中で、ブラックボックスになりかねない存在であるというところで、そこについての検討をしたほうがよいではないかという御意見と承ったところでございます。そちらにつきましては、先ほど来から、まさにプレフィックスに関しましては完全代替性がない中でというところで、幅広く御意見を聞くべきではないかという御意見、コメントを頂戴しているところでございますので、そういったところも含めて、御意見を伺いながら検討のほうを進めさせていただければと思っているところでございます。

2点目につきましては、まさに基本料の部分で構成員限りではございますが、ある程度の差が出ているのではないかというところの御指摘かと思っておりますので、そちらの差が出ているところの状況につきましては、事務局のほうで一旦、検討をさせていただければと思いますので、事務局でやらせていただければと思っております。

以上でございます。

【関口構成員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 そのほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。それでは、相田構成員、よろしくお願いいたします。

【相田座長代理】 今の関口構成員との関係で言いますと、さらに言うと、プレフィックス自動付与機能に加えて、卸先事業者さんに0091-N1N2を取っていただいて、自分のところに接続していただく。これはもちろんちゃんと実際に接続しないといけないので、すぐにできることではないですけれども、そこまでやれば本当に同じと言えるのか、それとも、最初に本当にIMSがつないでいないと駄目だということがありましたけれども、何らかそれ以外に、もう少し高度な接続をしないといけないのか、そこら辺については多分、検証するのにも時間がかかると思いますけれども、丁寧に検討する必要があるの

かと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。ほか御意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、新しく機能がついたプレフィックス機能であります。これにつきましては、当初、思っていたよりも、今日の議論を受けますと、利用形態が中継事業者を通すから、完全に代替性があるとは言えないのではないかと、あるいは中継事業者の介在に依存していますので、必ずしも完全な代替性はないような意見が多かったと思います。これはMVNO委員会さんもそのように言われたと思います。

ですので、この件につきましては、いろいろなほかの関係の利害関係者の方から、もう少し意見を聞いたほうがいいと思いますので、本検証につきましては、法令に基づくものではありませんけども、意見招聘などを通じて利害関係者の意見を聞いた上で、さらに議論を進めていきたいと思います。事務局におかれましては、利害関係者の意見を広く聞いていただくようお願いしたいと思います。

それでは、テレサ協の荻堂様から声が上がっていますので、御発言をお願いしたいと思います。

【テレコムサービス協会】 FVNO委員会の荻堂です。

少し議論は戻りますけども、光サービス卸の検証に関しての報告の中で、特に総務省の資料の中の4ページ目になりますが、今回の卸のコストの中で、運営に関わる部分が、5つほど列挙されておりまして、我々は初めてこれを見させていただいたのですが、具体的に支援を受ける側の我々として、その内容がどのぐらい承知できるものなのかどうかということに関して少し検証したいと考えています。あるいは、この中身に関して、何らかの形で意見交換できるような場があると助かるということで、何かその方法がもし可能であれば、後ほど事務局のほうで御検討いただければと思います。

【辻座長】 ありがとうございました。事務局、何か御意見はございますでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。この項目一つ一つについて、例えば、何か研究会で意見交換するというのはあまり想定されないのですが、例えば、FVNO委員会にはNTT東西も参加をされて、その中で御議論もされていると思いますので、そういった中で大いに御議論をいただければと思いますし、我々も必要であれば、フォローをさせていただきたいと思っておりますので、うまく交渉が進むようにできればと思っております。

【辻座長】 それでよろしいでしょうか。

【テレコムサービス協会】 はい、ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、いろいろな議論をいただきましたが、時間の関係がありますので、本日はここまでとさせていただきます。

構成員の皆様には、本日の議案につきまして、追加でお聞きになられたい事項やコメントがございましたら、事務局にて取りまとめますので、3月2日までにメール等で事務局へお教えいただければありがたいと思います。

それでは、最後に次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日はありがとうございました。次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。以上、よろしくをお願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の議題は終了いたしました。これをもちまして、第42回会合を終了したいと思います。どうもいろいろとありがとうございました。それでは、失礼いたします。

以上